

○一宮町障害者グループホーム等入居者家賃助成金支給要綱

平成19年10月3日

要綱第35号

改正 平成23年5月20日告示第28号

平成24年2月16日告示第8号

平成25年3月29日告示第26号

平成27年12月28日告示第62号

平成28年3月31日告示第18号

(目的)

第1条 この要綱は、グループホーム等の入居者が支払った家賃の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、障害者の社会的自立の助長を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第1項に規定する介護給付費等を支給する旨の決定を受けた者又は町長がグループホーム等に入居する必要があると認めた者をいう。

(2) グループホーム等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第10項若しくは第16項に規定する共同生活を営むべき住居

イ 千葉県生活ホーム運営事業実施要綱（昭和61年7月1日千葉県障第158号）に規定する生活ホーム

ウ 千葉県精神障害者ふれあいホーム運営事業実施要綱（平成15年3月17日千葉県障第1108号）に規定する精神障害者ふれあいホーム

(対象者及び対象経費)

第3条 助成金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を満たす障害者とする。

(1) グループホーム等に入居している者で家賃を負担していること。

(2) 市町村民税非課税世帯に属する者であること。

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。

2 この事業の対象となる経費は、家賃のみとし、入居に係る敷金、礼金、保証金、管理費及び共益費を含まない。

（助成額）

第4条 家賃助成金の額は、家賃の2分の1の額（100円未満切捨て）とし、月額25,000円を上限とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条の3第1項第2号に規定する特定障害者特別給付費が支給される場合は、家賃からその額を控除した額の2分の1とし、月額20,000円を上限とする。

2 前項の場合において、対象者が月の途中で入居し、又は退去したときは、日割計算により算出するものとする。

（申請及び決定）

第5条 家賃の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者グループホーム等入居者家賃助成金支給申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。ただし、町長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(1) 市町村民税が非課税であることを確認することができる書類

(2) グループホーム等の家賃の支払を確認することができる書類

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成の可否を障害者グループホーム等入居者家賃助成金支給決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第6条 助成の決定を受けた申請者が、助成金の支給の請求をするときは、障害者グループホーム等入居者家賃助成金請求書（第3号様式）を町長に提出しなければならない。

（助成金の支給）

第7条 町長は、10月及び4月にそれぞれ前6月分の助成金を支給するものとする。ただし、受給の要件が消滅した場合又は町長が特に必要と認める場合は、支給月でない月で

あっても対象となる月数分の助成金を支給することができる。

(助成金の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により助成金を受給した者に対し、助成の決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成23年5月20日告示第28号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の一宮町障害者グループホーム等入居者家賃助成金支給要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年2月16日告示第8号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の一宮町障害者グループホーム等入居者家賃助成金支給要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

ただし、改正後の第4条の規定は、平成23年10月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月29日告示第26号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月28日告示第62号) 抄

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第18号)

(施行期日)

1 この告示は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、第1条の規定による改正前の一宮町旧被扶養者に係る国民健康保険税減免取扱要綱、第2条の規定による改正前の一宮町成年後見等開始審判請求実施要綱、第3条の規定による改正前の一宮町介護保険制度における境界層措置実施要綱、第4条の規定による改正前の一宮町介護予防事業実施要綱、第7条の規定による改正前

の一宮町国民健康保険税滞納者に対する取扱要綱、第8条の規定による改正前の一宮町障害者グループホーム等入居者家賃助成金支給要綱、第9条の規定による改正前の一宮町障害者控除対象者認定書交付要綱及び第10条の規定による改正前の一宮町社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱、第12条の規定による改正前の一宮町家具転倒防止器具等取付費補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記第1号様式(第5条第1項関係)

障害者グループホーム等入居者家賃助成金支給申請書

年 月 日

一宮町長 様

住所

申請者 氏名 印

電話番号

一宮町障害者グループホーム等入居者家賃助成金支給要綱第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

対象者	フリガナ		生年月日	年 月 日	
	氏名				
	個人番号				
	居住地	〒			電話番号
入居施設	施設名				
	施設所在地	〒			電話番号
	入居年月日	年 月 日			
家賃月額					円

※添付書類

- (1) 市町村民税が非課税であることを確認することができる書類
- (2) グループホーム等の家賃の支払を確認することができる書類(領収書の写し等)

第2号様式(第5条第2項関係)

障害者グループホーム等入居者家賃助成金支給決定(却下)通知書

第 号  
年 月 日

様

一宮町長 印

一宮町障害者グループホーム等入居者家賃助成金支給要綱第5条第2項の規定により、次のとおり通知します。

1 決定

決定者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	居住地	〒  電話番号		
助成額	円			
支給月	年 月～ 年 月分			

2 却下

理由	
----	--

教示 この決定に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して3月以内に町長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消を求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町長を被告として、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

第3号様式(第6条関係)

障害者グループホーム等入居者家賃助成金請求書

年 月 日

一宮町長 様

住所  
請求者 氏名 印  
電話番号

一宮町障害者グループホーム等入居者家賃助成金について、次のとおり請求します。

1 請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 農協 信用金庫 信用組合	本店 支店 本所 支所
預金種目	当座・普通	
口座番号		
フリガナ		
名義人氏名		

別記第1号様式（第5条第1項関係）

第2号様式（第5条第2項関係）

第3号様式（第6条関係）